

社会福祉法人大紀町社会福祉協議会物品貸出しに関する要綱

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人大紀町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が所有する物品の貸出しに関する事項を規定する。

(貸出対象)

第2条 物品の貸出しを受けることができる対象は次のとおりとする。

- (1)大紀町に住所を有する個人または団体とする。
- (2)その他会長が認める場合

(貸出物品)

第3条 貸出物品は、別表物品貸出しリストに登載されているものに限る。

(貸出申請)

第4条 物品の貸出しを受けようとする者(以下「借受人」という。)は、物品借用申請書(様式第1号)を使用の3日前までに会長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 物品を事前に予約する場合は、使用する期日の1月前から予約することができる。

(交付)

第5条 会長は、前項の規定により、物品の貸出が必要と認めた場合は、物品使用許可書(様式第2号)を申請者に通知し借受人に物品を貸出しするものとする。

(貸出期間)

第6条 物品の貸出し期間は、2週間以内とする。但し、別表の擬似体験装具は1ヶ月、介護用ベット等の福祉機器については、最長3ヶ月とし、貸出し期間を延長する場合は、再申請を行うものとする。

(物品の返還)

第7条 借受人は、次の各号に該当する場合は、会長に物品を返還しなければならない。

- (1)前条の貸出し期間を満了した場合
- (2)物品の利用を中止する場合
- (3)物品を損傷した場合
- (4)介護保険等で、保険給付の対象となった場合

(物品の紛失)

第8条 借受人は、物品を紛失した場合は、速やかに本会会長にその旨を連絡しなければならない。

(費用負担)

第9条 物品の貸出し使用料は、無料とする。但し、物品の貸出しを受けている間の当該物品の修繕等の維持管理に要する経費は、借受人が負担しなければならない。

2 借受人は、故意又は過失により当該物品を損傷又は紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。但し、会長は、情状により、その損害賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 借受人は、貸出しを受けた物品を他人に譲渡し、転貸し、交換したりしてはならない。

(事故責任)

第11条 物品の使用によって生じた事故等に関しては、本会は、一切の責任を負わない。

(違反に対する措置)

第12条 この規則に違反した場合は、以後貸出しを停止する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、物品貸出しに関し、必要な事項は、会長が別に定める。

この規則は、平成22年 6月 1日から施行する。

この規則は、令和 5年 1月16日から改正する。

別表

貸出し物品一覧

	品名	貸出し期間	用途	備考
1	車椅子	3ヵ月	福祉機器	
2	介護用ベット	3ヶ月	福祉機器	
3	介護用テーブル	3ヶ月	福祉機器	
4	その他の福祉機器	2週間	福祉機器	
5	カロリング	2週間	一般	
6	グラウンドゴルフ	2週間	一般	
7	ワイヤレスマイク	2週間	一般	
8	車両[マイクロバス]	1日	一般	別途福祉車両等貸出しに関する規則による
9	高齢者擬似体験装具	1ヶ月	一般	
10	妊婦体験装具	1ヶ月	一般	
11	点字体験器	1ヶ月	一般	
12	アイマスク	1ヶ月	一般	

注：貸出し備品については、貸出し可能な物品であり、全体の物品については、別途、備品台帳で管理を行う。